

港区建築物の解体工事等の 事前周知等に関する要綱

平成26年7月

港区街づくり支援部建築課
港区環境リサイクル支援部環境課

1

要綱制定の背景

「港区における建築物の解体工事に関する指針」を制定(平成16年4月1日実施)。

この指針は、建築物の解体工事に伴って生ずる近隣紛争を未然に防止するために必要な事項を定めることにより、地域における生活環境の保全を図ることを目的として制定された。

2

平成17年よりアスベストについての関心が社会的に高まり、区内在住者等より解体工事等によるアスベストの飛散に対する健康被害等の問合せなどが多数寄せられた。そこで区民の安全安心の観点から、今迄の解体工事の指針を見直し、計画の事前周知と石綿飛散防止に関し必要な事項を定め、地域における健全な生活環境の維持と良好な近隣関係保全に資することを目的として、平成20年6月に「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を策定した。

3

主な変更点

床面積80²m以上または特定建設作業を伴うものから、すべての建築物を対象とした。

石綿等の調査結果および石綿含有成形板等除去計画の報告を義務づけた。

発注者等に標識設置および設置報告を義務づけた。

発注者等に説明会等による隣接関係住民への周知および報告を義務づけた。

職員による立入り検査及び試料の採取が可能となった。

4

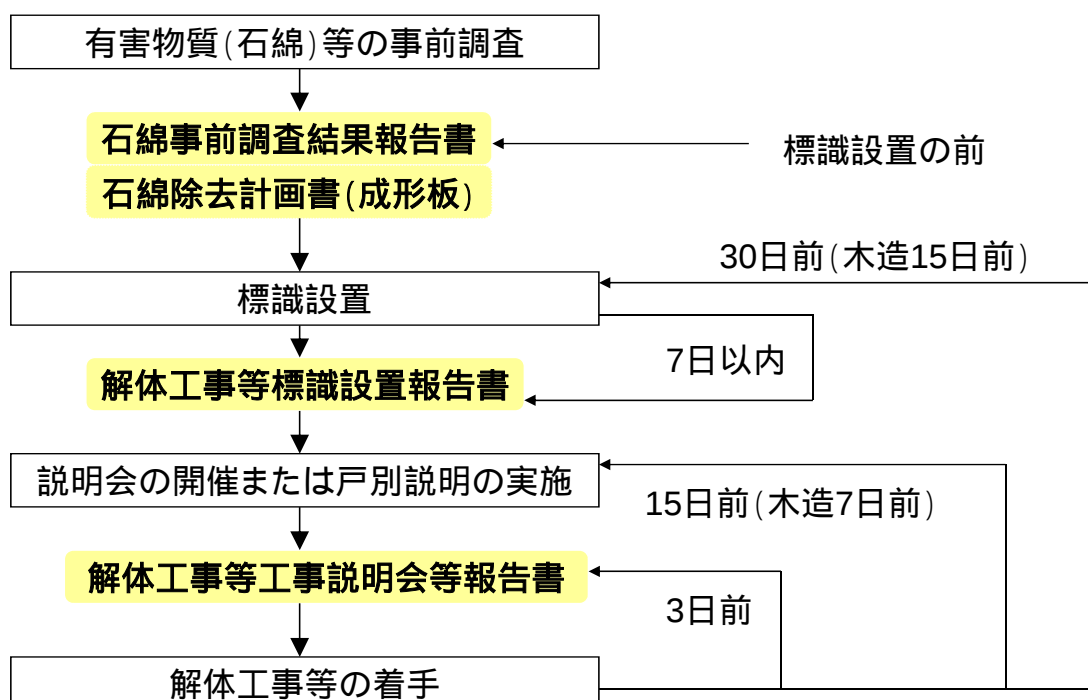
港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

(概要)

- 対象となる工事
 - ・ 建築物の解体工事
 - ・ 石綿除去等工事(大防法、環境確保条例対象)
- 届 出
 - ・ 石綿事前調査結果報告書
 - ・ 石綿除去計画書(成形板のみの場合)
 - ・ 解体工事等標識設置報告書
 - ・ 解体工事等工事説明会等報告書
- 施行日
平成20年6月1日

5

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱 手続きの流れ



6

標識の設置及び報告について

- ・ 標識設置後7日以内に発注者により設置報告を港区建築課に提出。
- ・ 報告書には石綿事前調査結果報告書の提出月日・受理番号を記入する欄があり、その欄に記入が無い場合は環境課に連絡し、石綿事前調査結果報告書を提出するよう指導している。

7

解体工事等工事説明会等報告書の提出

- ・ 住民への事前周知を図るため標識の設置と共に説明会等の報告を発注者から提出するよう求めている。
- ・ 説明会等の範囲は隣接関係住民(解体工事に係る建築物の外壁面からその高さと同じ水平距離の範囲内に居住する者)であり、説明会の開催又は戸別説明を行った結果を報告することになっている。
- ・ また、高さの2倍の範囲に居住する近隣関係住民から説明を求められた場合も誠実に対応するよう指導している。

8

除去計画書について

大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく届出対象外の石綿含有建材を除去する時は解体工事等を行う建築物の石綿除去計画報告書の提出をする事になっている。

石綿含有保温材等で配管エルボ等はエルボ部分を養生した後、石綿の無い部分にて切断する場合には基本的に大防法の届出は不要となっているが実際の除去等の把握が出来ないため除去計画書にて切断工法及び石綿の存在箇所、行程等明記して提出するよう提出願っている。

9

石綿含有成形板についても存在箇所及び除去方法、行程等を提出願っている。

また適正に処理されている事を確認するために特別管理産業廃棄物及び一般産業廃棄物(石綿含有建材を含む)の収集運搬及び処分場の許可証の写しを添付するよう求めている。

要綱施行による効果

標識設置や説明会等が行われ、近隣住民が計画や状況を把握することにより、不安や疑問の解消が図られ、地域の安全・安心に貢献できている。

要綱施行当初は成形板等の扱いで施工業者より問合せが数多くあったが、現在は成形板等についても除去計画書が出されている。

そのため現在では近隣住民からの問合せにも的確に回答できるようになった。

11

疑わしい物件については環境課職員が現地立入りをを行い、石綿建材の有無を確認している。

疑わしい建材等があった場合については事業者に分析調査等行うよう指導している。

従わない場合、区にて委託業者によるサンプリング調査をする場合もあり。

12

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

平成 20 年 4 月 1 日

20 港環建第 22 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物の解体工事等に係る計画の事前周知と石綿飛散防止に関し必要な事項を定めることにより、地域における健全な生活環境の維持と良好な近隣関係の保持に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 解体工事等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築物のうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事（以下「解体工事」という。）

イ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 18 条の 15 及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 124 条に基づく届出が必要な工事（以下「石綿除去等工事」という。）

(2) 石綿等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 吹き付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「吹き付け石綿等」という。）

イ 石綿を含有する建材等（吹き付け石綿等を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）

(3) 発注者等 解体工事等に関する請負契約の発注者、元請業者及び下請業者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(4) 工事施工者 解体工事等の元請業者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(5) 隣接関係住民 解体工事等に係る建築物の外壁面からその高さと同しい水平距離の範囲内に居住する者をいう。

(6) 近隣関係住民 隣接関係住民のほか、解体工事等に係る建築物の敷地境界線からその高さの 2 倍の水平距離の範囲内に居住する者をいう。

(7) 紛争 解体工事等に伴って生ずる騒音、振動、粉じん等の周辺的生活環境に及ぼす影響に関する近隣関係住民と発注者等との間の紛争をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱は、港区内で行われるすべての建築物の解体工事等に適用する。

(区長の責務)

第 4 条 区長は、解体工事等が適正に行われるようにするとともに、解体工事等による紛争を未然に防止するため、発注者等に対し必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。

2 区長は、解体工事等による紛争に関して連絡があった場合、速やかに状況を調査し、発注者等に対し必要な指導を行うものとする。

(発注者等の責務)

第 5 条 発注者等は、建築物の解体工事等の計画及び工事に当たっては、関係法令等を遵守し、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、第 10 条第 1 項の規定による説明を誠意をもって行い、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

2 発注者等は、紛争が生じたときは、近隣関係住民の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めなければならない。

(有害物質等の調査)

第 6 条 工事施工者は、解体工事等を行う建築物について、石綿等、ポリ塩化ビフェニル、フロン類等の人体又は環境に有害とされる物質（以下「有害物質等」という。）の有無を調査しなければならない。

2 工事施工者は、解体工事等を行う建築物に使用されている材料が吹き付け石綿等か否か判断できない場合は、適切な検査機関で検査を行い石綿の有無を判定しなければならない。

(石綿等の調査結果及び石綿等除去計画の報告等)

第 7 条 工事施工者は、前条に定める石綿等の調査をした結果について、次条第 1 項の規定に基づく標識を設置する前までに、別記第 1 号様式により区長に報告しなければならない。

2 工事施工者は、当該建築物に石綿等が使用されていた場合は、前項の報告と同時にその除去計画について、別記第 1 号様式の 2 により区長に報告しなければならない。ただし、大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく届出対象の工事であるときは、この限りでない。

3 前二項の規定によるほか、区長は、必要があると認めるときは、発注者等に対して、前条第 1 項の規定による有害物質等の調査の結果について報告を求めることができる。

(標識の設置)

第 8 条 発注者等は、解体工事等を行おうとする場合には、隣接関係住民に解体工事等に係る計画の周知を図るために、木造建築物にあつては、工事開始の 15 日前までに、木造建築物以外の建築物にあつては、工事開始の 30 日前までに、別記第 2 号様式による標識（以下「標識」という。）を設置しなければならない。

2 標識は、当該敷地の道路に接する部分（建築敷地が 2 以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね 1 メートルとなるよう設置しなければならない。

3 発注者等は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項が解体工事等の期間中不鮮明とならないように標識を維持管理しなければならない。

4 発注者等は、第 1 項の規定により標識を設置したときは、別記第 3 号様式により 7 日以内に区長に報告しなければならない。

(工事着手前の説明等の実施)

第 9 条 発注者等は、解体工事等を行おうとする場合には、木造建築物にあつては、工事開始の 7 日前までの、木造建築物以外の建築物にあつては、工事開始の 15 日前までに、隣接関係住民に対し、次条に定める事項について、説明会の開催又は戸別説明（以下「説明会等」という。）により説明しなければならない。ただし、港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（昭和 54 年港区条例第 15 号。以下「条例」と

いう。)第7条の規定に基づく説明の際、当該工事に係る計画の内容を隣接関係住民に説明した場合は、この限りではない。

- 2 発注者等は、前項の規定による説明をしたときは、工事開始の3日前までにその事実及び内容について説明会等報告書(別記第4号様式)により区長に報告しなければならない。
- 3 発注者等は、第1項又は条例第7条の規定に基づく説明会等を行うほか、近隣関係住民その他の者から説明を求められた場合にあっては、誠実に対応しなければならない。

(説明事項)

第10条 前条の規定により説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工期、作業時間、工程ごとの作業内容及び解体方法
 - (2) 安全対策及び騒音、振動、粉じん等の公害防止対策
 - (3) 作業範囲、建設資材の搬出経路及び工事車両の通行経路
 - (4) 石綿等の使用の有無
 - (5) その他解体工事により周辺的生活環境に及ぼす著しい影響及びその対策
- 2 前項のほか、石綿除去等工事を行おうとする場合に前条の規定により説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿等の使用状況、工期、除去等作業計画、作業方法等
- (2) 石綿粉じんの飛散防止措置の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事項

(周辺環境への工事上の配慮等)

第11条 発注者等は、解体工事等に着手する前に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定による調査の結果、有害物質等の使用が認められた場合は、適正に処理すること。特に、石綿除去等工事を行う場合には、第3項各号に掲げる事項に配慮すること。
 - (2) ねずみ等防除の衛生対策を講じること。
- 2 発注者等は、解体工事等を行う場合には、次に掲げる事項に配慮しなければならない。
- (1) 解体工事用の建設機械を使用する場合は、できる限り該当する解体工事等に適合した低騒音・低振動型のものを使うよう努めなければならない。また、作業機器の整備不良により、異常な騒音、振動が発生しないよう適切に点検、整備を行うとともに、建設機械の稼働に当たっては慎重な作業を心がけ、不要な空吹き、高負荷運転、連続運転等を行わないよう努めなければならない。
 - (2) 当該工事現場周辺への公衆災害の防止のため、仮囲い、養生シート等を設けるとともに、十分な危害防止の措置を講じなければならない。なお、これらを設けるに当たっては、コーナー部に隅切りの設置、透明な素材の使用等の視認性を高める措置を講じ、通行人及び通行車両の衝突防止に努めなければならない。
 - (3) 作業現場から粉じん等が生ずる場合は、散水等適切な処置を行わなければならない。
 - (4) 作業現場への資機材の搬出入、工事関係車両の作業音等により、近隣関係住民に迷惑をかけないように配慮し作業を行うよう努めなければならない。
 - (5) 工事車両の出入の際には、通行人の安全確保を図るため、誘導員等を配置するよう

努めなければならない。

(6) 近隣関係住民の生活が著しく阻害される騒音が発生すると想定される場合は、防音シート及び防音パネルの設置に努めなければならない。

(7) 近隣関係住民から騒音計及び振動計の設置を要望された場合は、それらの設置に努めなければならない。

(8) 騒音、振動、粉じん等が近隣関係住民の生活環境に著しい影響を与えると想定される場合は、その対策を立てるとともに、月間工程表又は週間工程表を作成し、工事予定を詳しく説明するよう努めなければならない。

3 石綿除去等工事の発注者等は、次の各号に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1) 吹き付け石綿等が使用されている場合には、大気汚染防止法その他関係法令を遵守し、適正に処理しなければならない。

(2) 解体工事等で石綿含有成形板等を除去する場合には、手作業で取り外す又は散水により十分湿潤化する等石綿粉じんが飛散しないよう努めなければならない。

(計画の変更等)

第12条 発注者等は、解体工事等の工期又は解体方法等に変更が生じた場合、当該変更内容について速やかに隣接関係住民に周知するとともに、第5号様式により速やかに区長に変更事項を報告しなければならない。

(立入調査等)

第13条 区長は、第7条第1項に定める報告で、吹き付け石綿等が使用されていなかったものについては、大気汚染防止法その他関係法令に基づき、必要に応じて、当該建築物において、試料を採取し、石綿を含有するか否かを判定するため、適切な検査機関で検査を行うものとする。

2 区長は、この要綱の実施に当たって、必要に応じて、発注者等から報告を求め、大気汚染防止法その他関係法令に基づき、職員を当該解体工事等の現場に立入り調査させるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、街づくり支援部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

2 港区における建築物の解体工事に関する指針(平成16年1月14日付け15港街建第150号)は、廃止する。

3 この要綱の施行前に、廃止前の港区における建築物の解体工事に関する指針第6条第1項の規定による説明を行い、第7条の規定による標識を掲示したものについては、なお、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

解体工事等を行う建築物の石綿事前調査結果報告書

港区長 宛て

報告者 住所
氏名

電話
(法人にあっては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

印

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱第7条の規定に基づく調査結果について、以下のとおり報告します。

建築物	名 称												
	所 在 地												
	建 築 物 の 概 要	床面積				m ²		西暦				年建築	
		地上	階	地下	階	S造	RC造	SRC造	木造	その他			
	解 体 工 事 期 間	年 月 日 から				年 月 日 まで							
	石綿除去等工事期間	年 月 日 から				年 月 日 まで							
	現 場 責 任 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	電話： ()											
石綿 (アスベスト)	有 ・ 無	①吹き付け石綿 ②石綿含有保温材 ③石綿含有耐火被覆材 ④石綿含有断熱材 ⑤石綿含有成形板											
	調 査 方 法	①設計図書 ②目視 ③分析											
		調査した結果（分析報告書の写し等）を添付してください。											
	調 査 日	年 月 日 から				年 月 日 まで							

※ 石綿（アスベスト）は、クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトの6種類です。

※ 本報告書を提出した場合であっても、吹き付け石綿等を除去する場合等、大気汚染防止法第2条第12項の規定による特定粉じん排出作業に該当する場合は、同法第18条の15に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条の規定による石綿含有建築物解体等工事に該当する場合は、同条例施行規則第60条に基づく「石綿飛散防止方法等計画届出書」の提出が必要です。

※ 石綿調査の結果、石綿が有ると判明した場合は、大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく届出対象である場合を除いて、除去計画書（第1号様式の2）を作成し、提出してください。

第 1 号様式の 2（第 7 条関係）

年 月 日

解体工事等を行う建築物の石綿除去計画報告書

港区長 宛て

報告者 住所
氏名

印

電話

（法人にあっては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱第 7 条第 2 項の規定に基づく石綿除去計画について、以下のとおり実施します。

工事の場所・名称	
石綿等の種類	石綿含有保温材（配管エルボ等、無石綿部にてカットする場合に限る。） 石綿含有成形板
石綿等の使用箇所 及び除去方法	
現場責任者の氏名 及び連絡先	電話：（ ）

※ 対象となる建築物の見取図、標準作業工程図（石綿除去等の作業の流れがわかるもの、フロー図等）工程表及び収集運搬業者と処分業者の許可証のコピーを添付してください。

解体工事等を行う建築物の石綿事前調査結果報告書

港区長 殿

報告者 住所
(工事施工者) 会社名(個人名)
代表者名
電話

印

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱（第7条）に基づく調査結果について、下記のとおり報告します。

建築物	名 称	○○○ビル 解体工事		
	所在地	東京都港区○○		
	建築物の概要 詳細は別紙参照	床面積 14,579.00 m ²	1963 年建築	
		地上8 階 塔屋2階	S造	RC造 SRC造 木造 その他
	解体工事期間	平成26年5月1日～平成26年11月30日		
	石綿除去等工事期間	平成26年5月1日～平成26年7月31日		
	現場責任者の 氏名及び連絡先	株式会社 ○○ 東京本店 作業所長 ○○○○ 電話： ○○○		
石 綿（アスベスト）	(有) ・ 無	吹き付け石綿	石綿含有断熱材	石綿含有保温材
		石綿含有耐火被覆材	石綿含有成形板	
	調査方法	設計図書 目視 分析		
		調査した結果（分析報告書の写し等）を添付してください。		
調査日	平成25年7月3日			

（参考）

石綿（アスベスト）は、クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類です。

本報告書を提出した場合であっても、吹き付け石綿等を除去する場合等、大気汚染防止法第2条第12項の規定による特定粉じん排出作業に該当する場合は、同法第18条の15に基づく「特定粉じん排出等作業実施届」及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第124条に基づく「石綿飛散防止方法等計画届出書」の届出が必要です。

石綿調査の結果、石綿が有ると判明した場合は、この報告書のほかに除去計画書（大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく届出対象の場合を除く）を作成し添付してください。

解体工事等を行う建築物の石綿除去計画報告書

港区長 殿

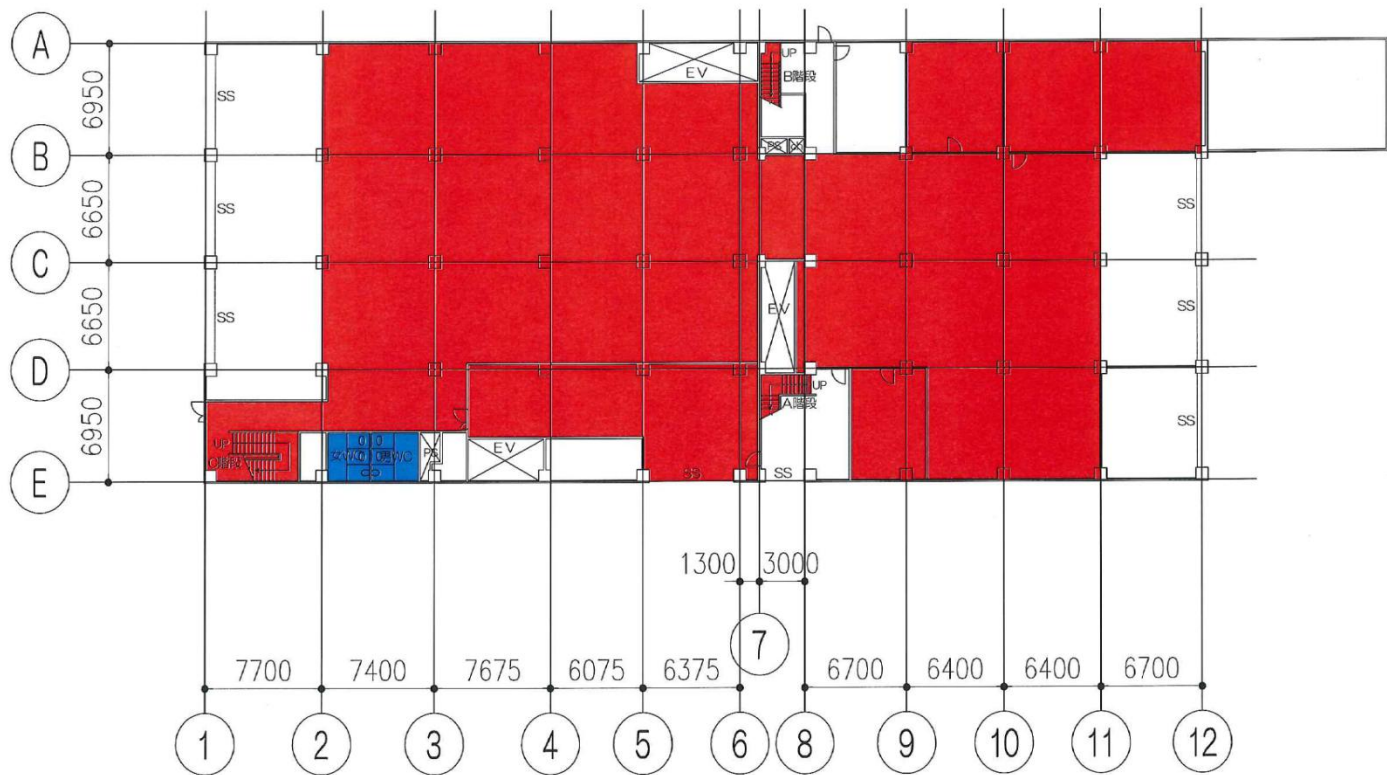
報告者 住所
(工事施工者) 会社名(個人名)
代表者名
電話

印

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱(第7条)に基づく調査結果について、下記のとおり報告します。

建築物名称	○○○ビル 解体工事	
建築物所在地	港区○○○	
石綿等除去等作業に種類	建築物の解体作業 改造・補修作業	
石綿等作業等の実施期間	平成26年5月1日～平成26年7月31日	
石綿等の種類	石綿含有保温材(目視・分析) 石綿含有成形板等(目視・分析)	
石綿等の使用箇所及び除去方法	1-1. 配管エルボ 保温材、ダクトパッキン、フランジパッキン(レベル2) ・含有建材を湿潤し、石綿部分をビニール養生して直管部を切断します。 ・切断した配管エルボ、フランジはプラスチック袋に2重梱包します (配管エルボ 約30箇所、ダクトパッキン 約300箇所) 1-2. 天井材、床Pタイル(レベル3) ・含有建材を湿潤します ・原則手作業とし、パール、ケレン等で破損しないように取外します ・除去した含有建材はプラスチック袋に2重梱包します 2. 管理・処理 ・他の廃材と区別し、シート等で被い(石綿保管所)の表示を行います ・天井材、床Pタイルは、梱包後安定型最終処分場に搬出、処分します 3. 飛散対策 ・散水や粉霧により対象箇所に直接散水します ・除去面をフィルター付真空掃除機で吸い取ります ・呼吸用保護具に付着した粉塵は濡らしたタオルで丁寧に拭き取ります	
建築物の概要	床面積 14,579.00 m ²	1963 年建築
	地上8 階 塔屋2階	S造 RC造 SRC造 木造 その他
現場責任者の氏名及び連絡先	株式会社 ○○ 東京本店 作業所長 ○○○○ 電話： ○○○○	
下請人が石綿除去作業を実施する場合の現場責任者の氏名及び連絡先	株式会社 ○○○○ 現場責任者 ○○○○ 電話： ○○○○	

石綿調査の結果、石綿が有ると判明した場合は、この報告書のほかに除去計画書(大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく届出対象の場合を除く)を作成し添付してください。

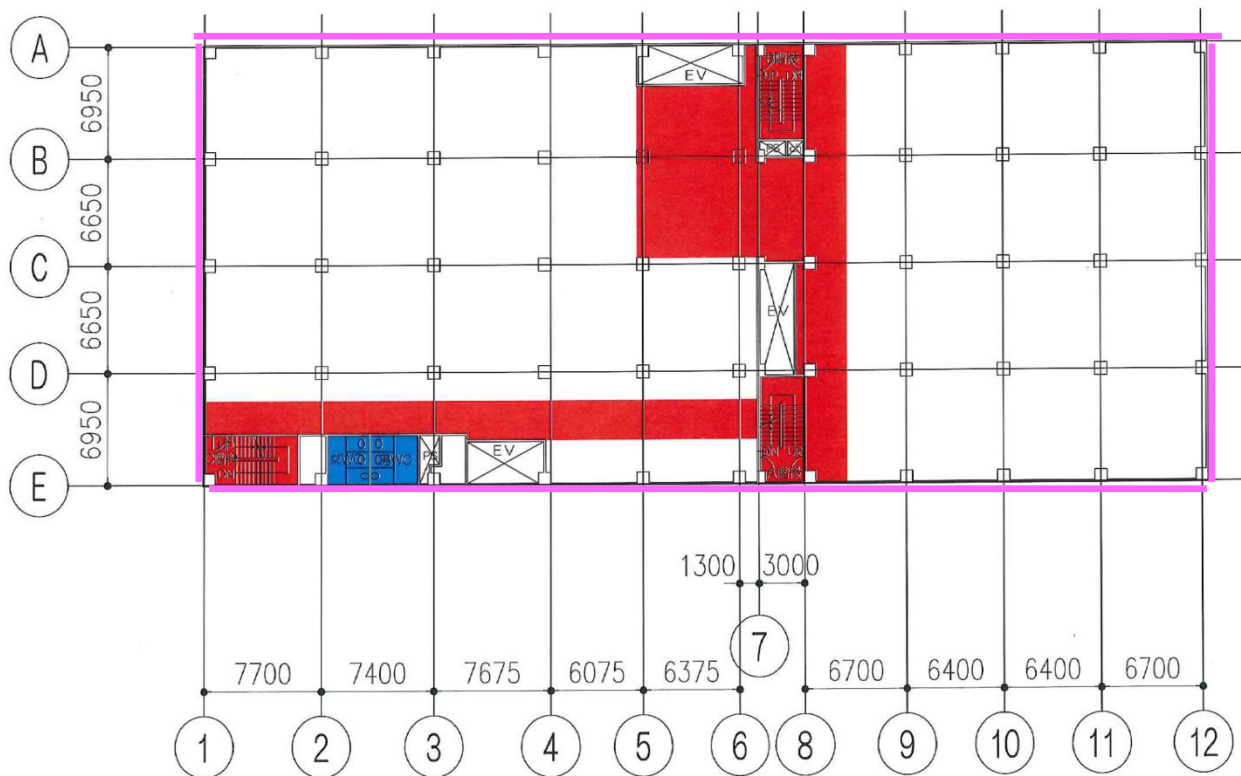


1階平面図

■ Pタイル範囲

■ 耐火二層管範囲
(トミジ管)

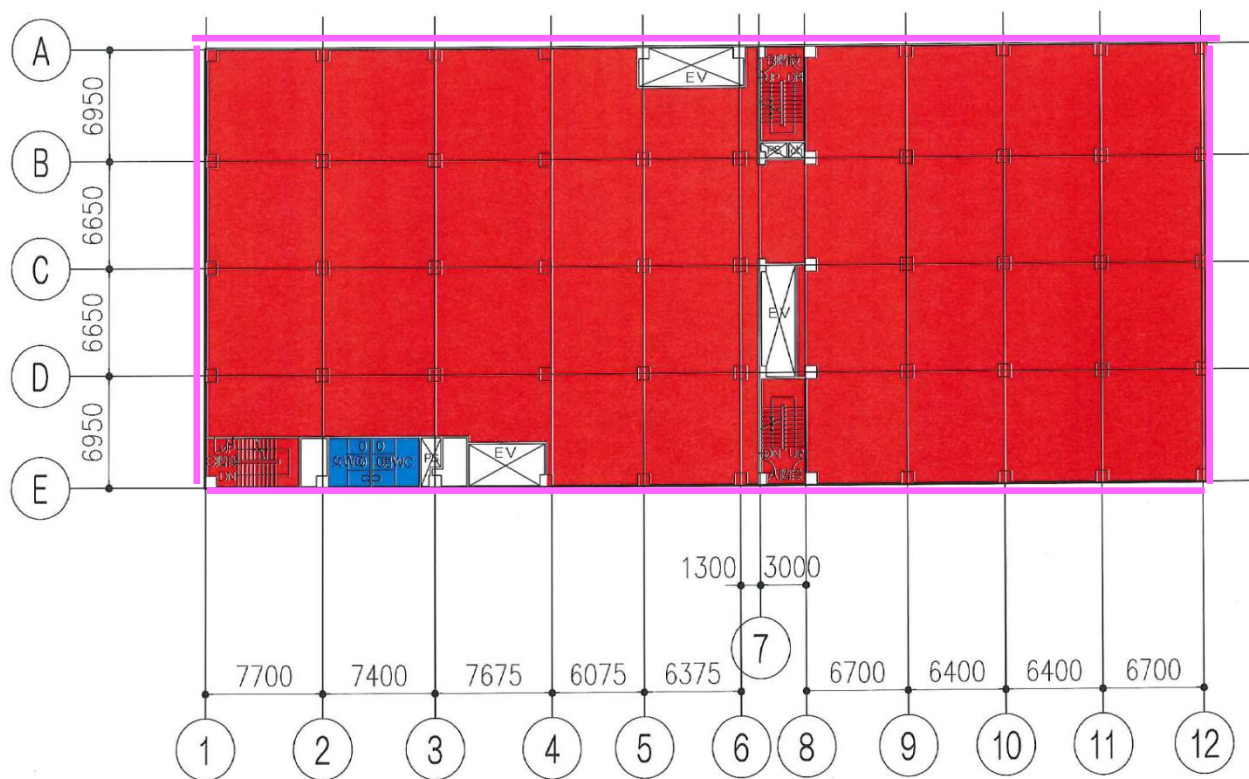
A3 : S=1/300



2~5階平面図

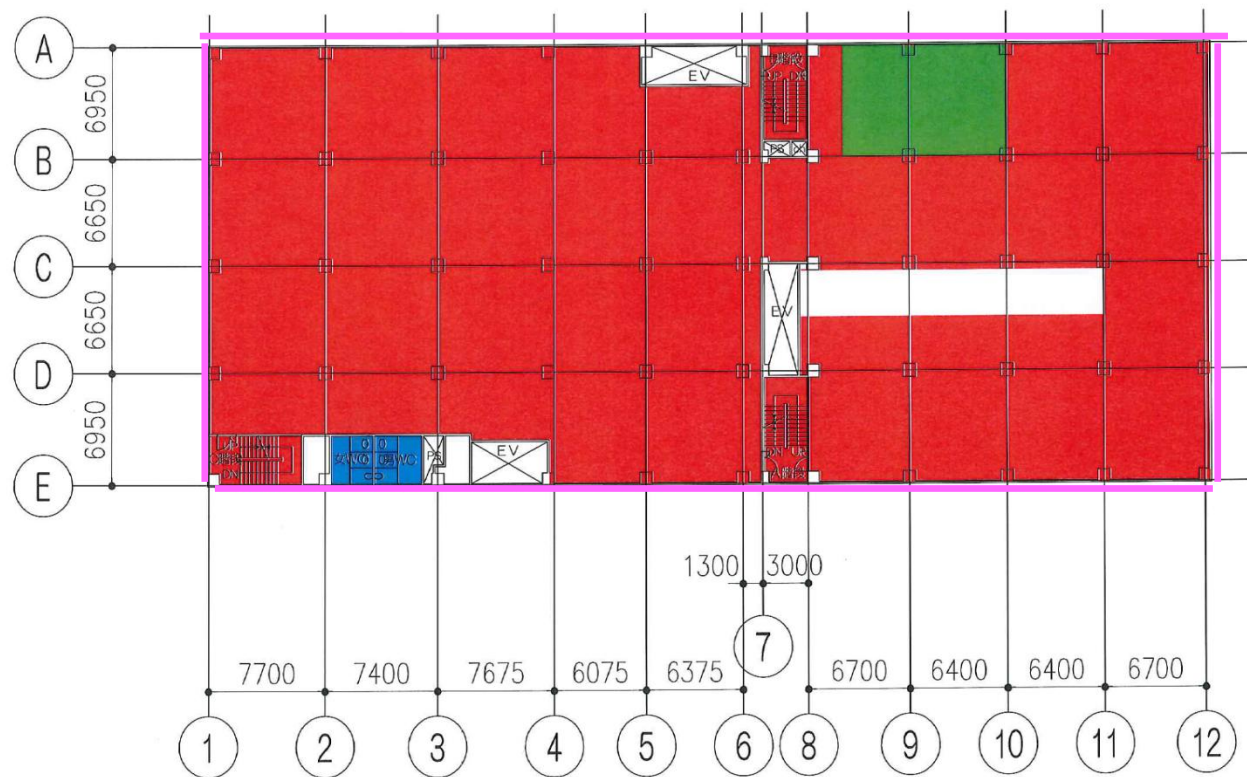
- Pタイル範囲
- 耐火二層管範囲
(トミジ管)
- ケイカル板

A3 : S=1/300



6階平面図

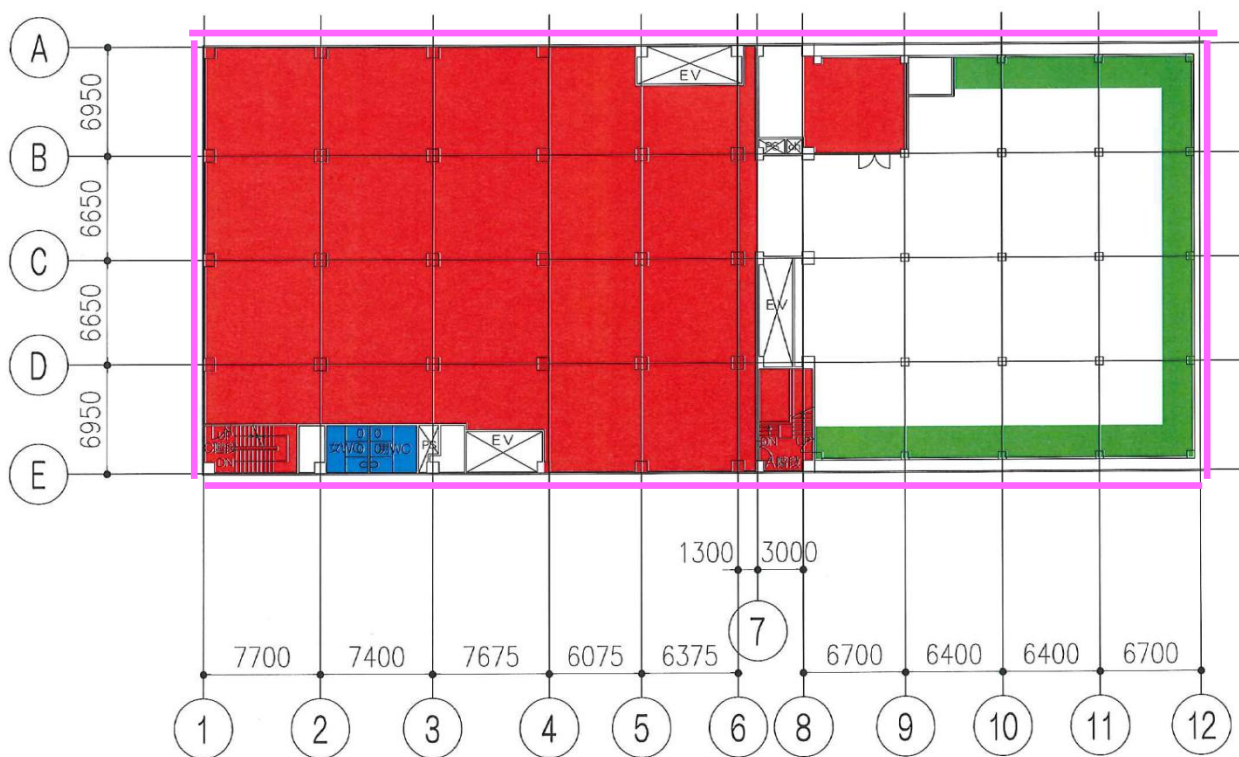
- Pタイル範囲
 - 耐火二層管範囲
(トミジ管)
 - ケイカル板
- A3 : S=1/300



7階平面図

- Pタイル範囲
- ケイカル範囲
- 耐火二層管範囲
(トミジ管)
- ケイカル板

A3 : S=1/300



8階平面図

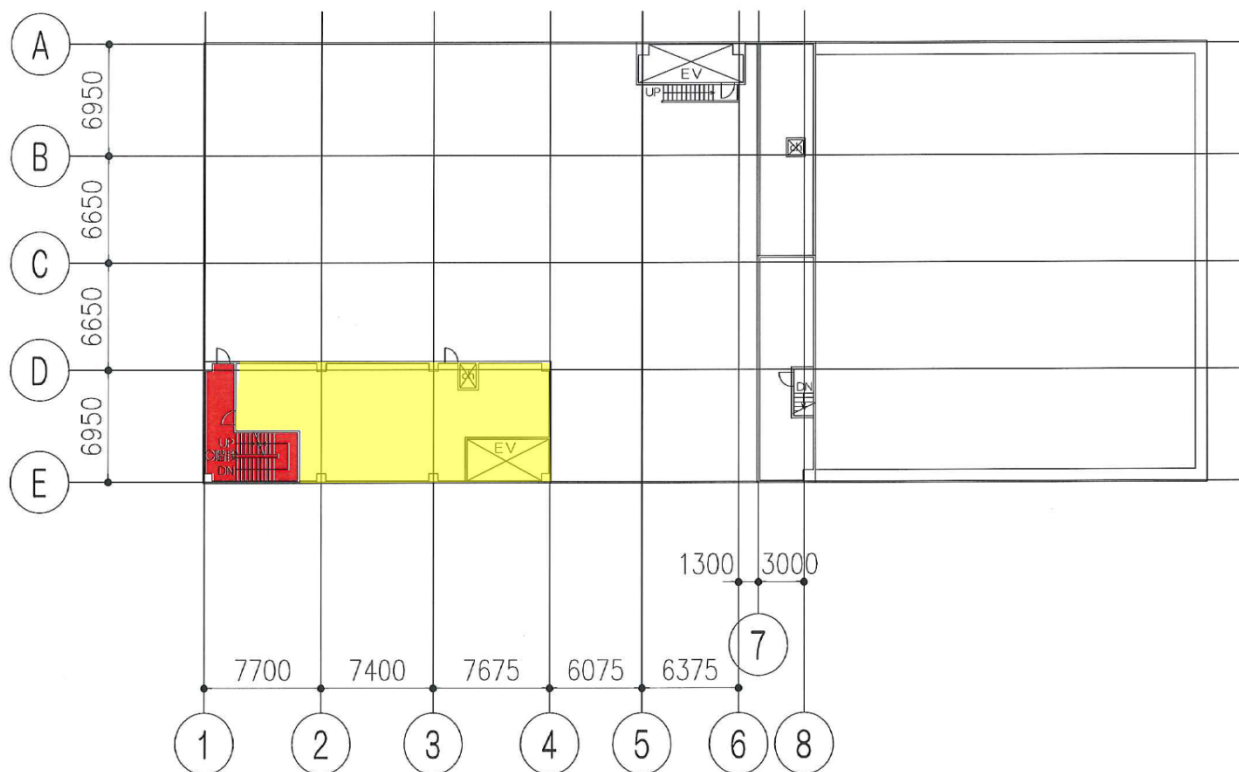
■ Pタイル範囲

■ ケイカル範囲

■ 耐火二層管範囲
(トミジ管)

— ケイカル板

A3 : S=1/300



9階平面図

■ Pタイル範囲

■ 防水シート

A3 : S=1/300

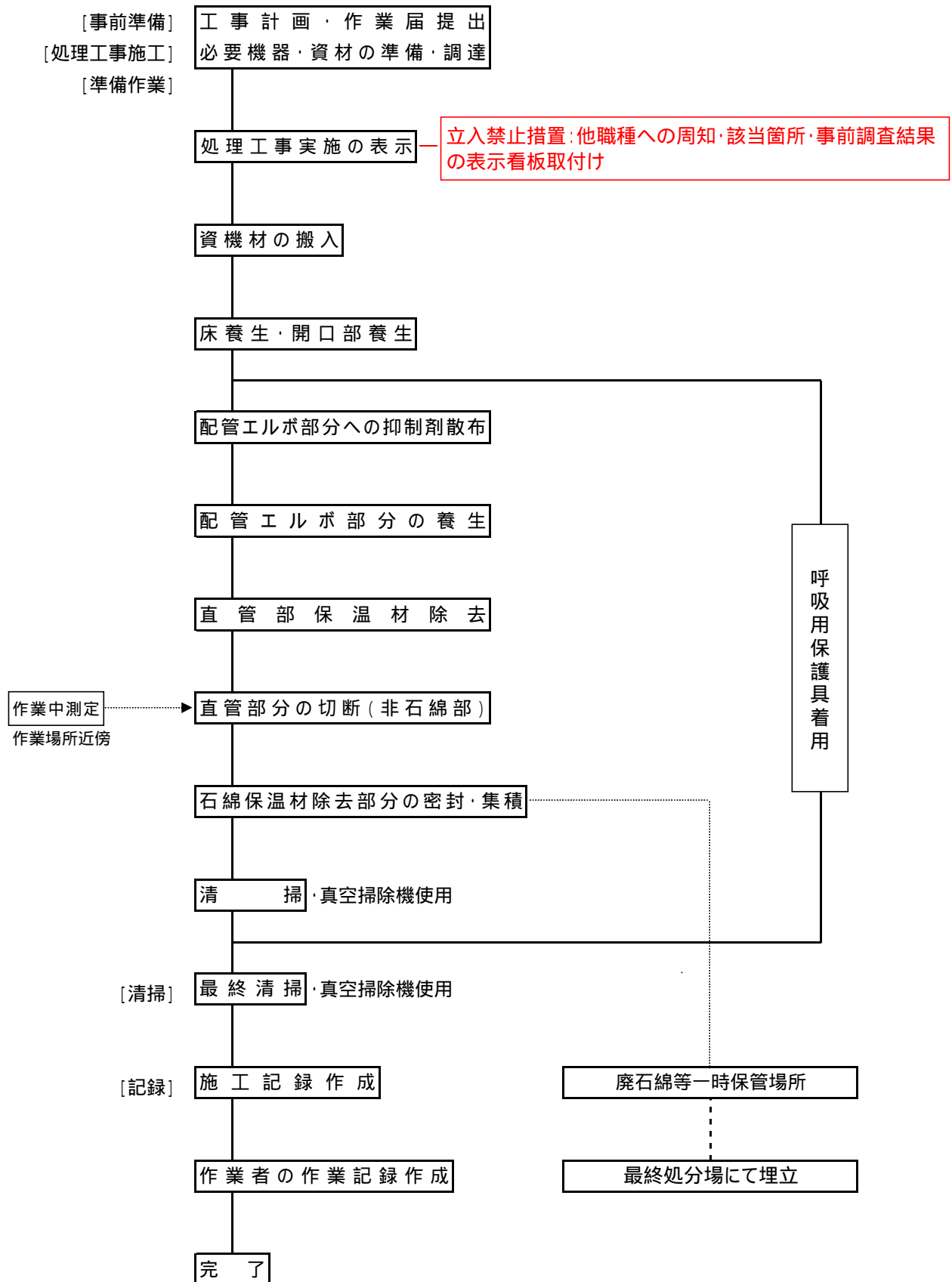
1. 施工計画

1.1 施工フローチャート(配管エルボ非石綿部切断) (特定粉じん排出等作業対象外)

除去等の工事開始前に「アスベスト除去工事 事前・期中チェックリスト」を

用いて、管理ポイントの事前確認を関係者と実施する。

除去等の工事は他の作業に先行して優先的に実施する。



1.2 施工方法(配管エルボ部分撤去方法) 特定粉じん排出等作業対象外

以下に石綿含有配管保温材(直管部等非石綿部切断)の撤去方法を記載する。

除去等の工事開始前に「アスベスト除去工事 事前・期中チェックリスト」を用いて、管理ポイントの事前確認を関係者と実施する。また、作業中もチェックリストにて管理する。

(1) 機材等の搬入作業

工事着手前に予め打合せを行ない、所定の場所へ機材等を搬入し整頓して保管する。

石綿事前調査結果を関係労働者の見やすい場所に掲示する。

(2) 作業区域の入口に「関係者以外立入禁止」・「石綿作業主任者の職務」・「石綿取扱い注意事項」 「喫煙・飲食の禁止」の掲示板を設置する。

アスベスト使用部位・範囲・立入禁止・期間等他職種を含む全作業員への周知を図る。

(事前打合せの徹底・朝礼・作業打合せ時の指示伝達を徹底する)

(3) 作業エリアの床養生及び開口部養生を実施する。

(4) 配管エルボ部分の切断・密封

エルボ石綿部分に抑制剤を吹付ける。

エルボ石綿部分を養生シートにて養生をする。

エルボ石綿部分から約10cm離れた両端部にて保温材、断熱材を取り除き配管材をむき出しにする。

配管材をセイバーソー等にて、両端を切断する。

切断したエルボの石綿部分から、粉じん等の漏れがないよう両端をテープ等で養生する。

廃石綿等専用廃棄袋にダクトフランジ部を入れ二重梱包する。

所定の保管場所まで、廃棄袋が破損しないよう丁寧に運び施設管理する。

廃棄袋に破損等のない事を確認する。

特別管理産業廃棄物として処分場へ収集運搬する。

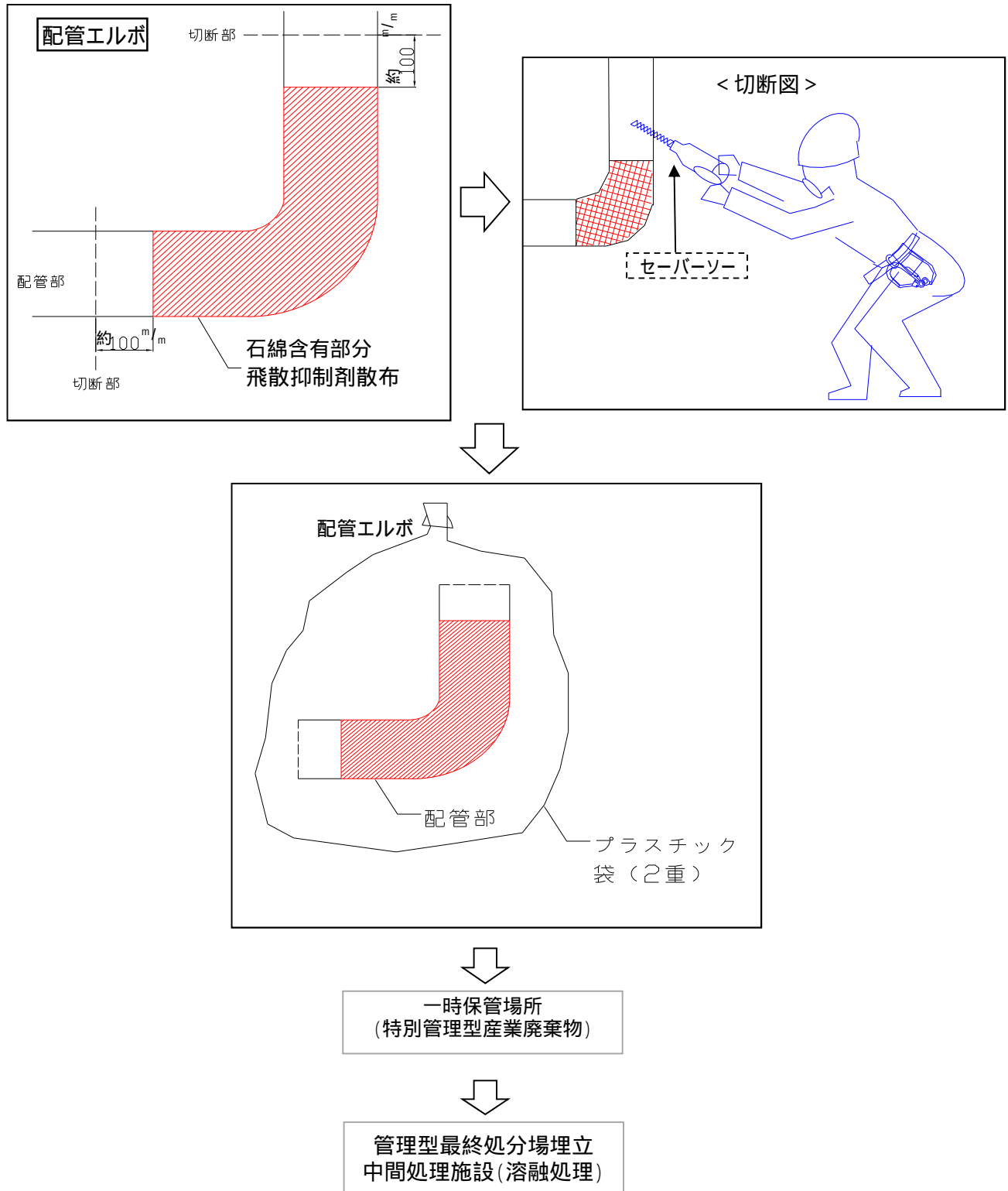
(5) 仕上げ清掃

撤去作業が終了した作業場内を、高性能真空掃除機によって清掃する。

(6) 片付け・機材搬出

作業場周辺を片付け、清掃の上、機器等を搬出する。

石綿含有保温材撤去概要図

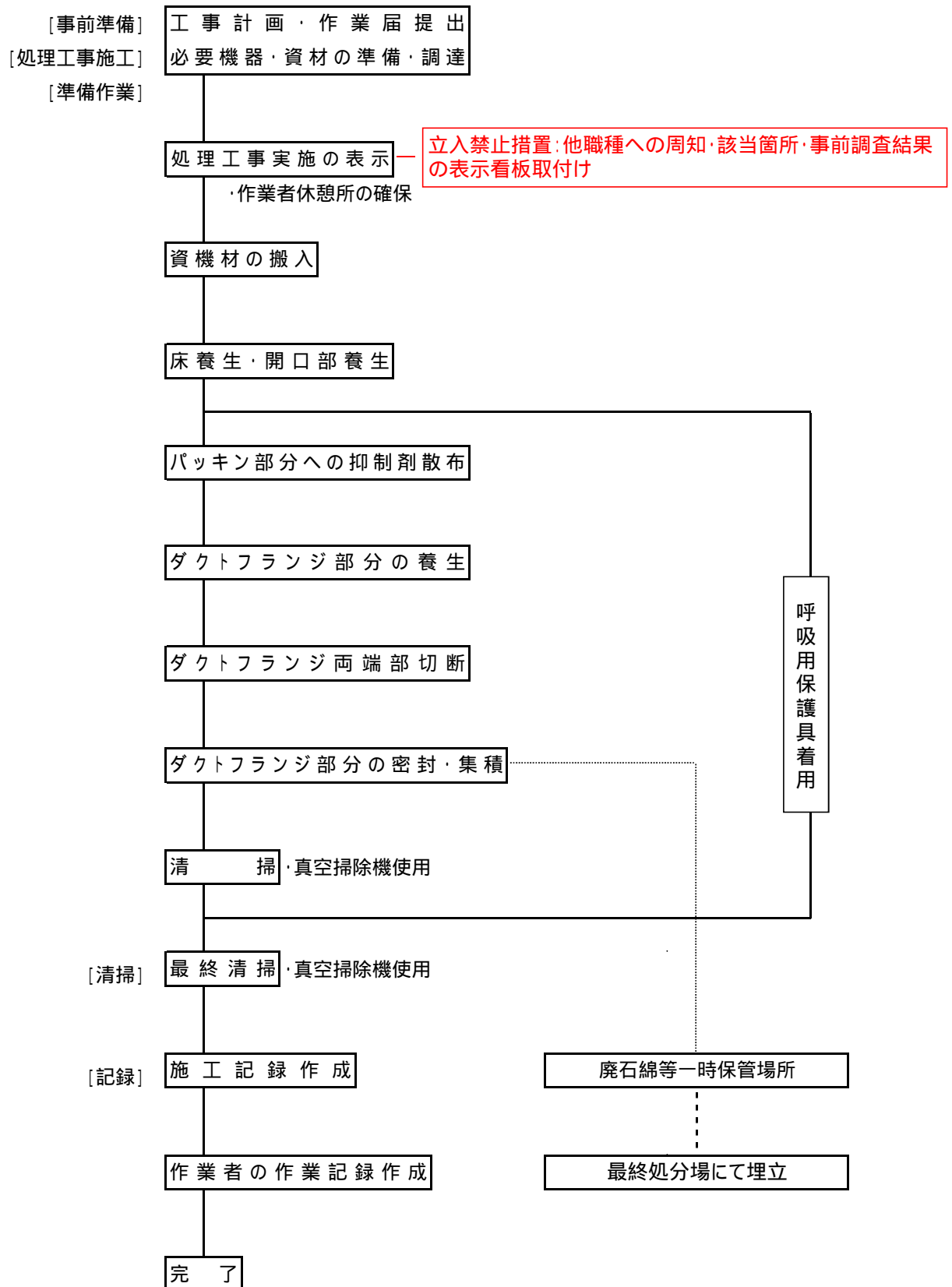


1.3 施工フローチャート(ダクトフランジ両端部切断)
(特定粉じん排出等作業対象外)

除去等の工事開始前に「アスベスト除去工事 事前・期中チェック

リスト」を用いて、管理ポイントの事前確認を関係者と実施する。

除去等の工事は他の作業に先行して優先的に実施する。



1.4 施工方法(ダクトパッキン撤去) 特定粉じん排出等作業対象外

以下に石綿含有ダクトパッキン(フランジ部での非石綿部切断)の撤去方法を記載する。

除去等の工事開始前に「アスベスト除去工事 事前・期中チェックリスト」を用いて、管理ポイントの事前確認を関係者と実施する。また、作業中もチェックリストにて管理する。

(1) 機材等の搬入作業

工事着手前に予め打合せを行ない、所定の場所へ機材等を搬入し整頓して保管する。

(2) 作業区域内の入口に「関係者以外立入禁止」・「石綿除去中」等の表示板を設置する。

アスベスト使用部位・範囲・立入禁止・期間等他職種を含む全作業員への周知を図る。
(事前打合せの徹底・朝礼・作業打合せ時の指示伝達を徹底する)

(3) ダクトフランジ部分の切断・密封

ダクトフランジ石綿含有パッキン部分に薬液等を散布し湿潤にて養生する。

セイバーソー等にて、両端を切断する。

廃石綿等用専用廃棄袋にダクトフランジ部を入れ二重梱包する。

所定の保管場所まで、廃棄袋が破損しないよう丁寧に運び施錠管理する。

廃棄袋に破損等のない事を確認する。

特別管理産業廃棄物として処分場へ収集運搬する。

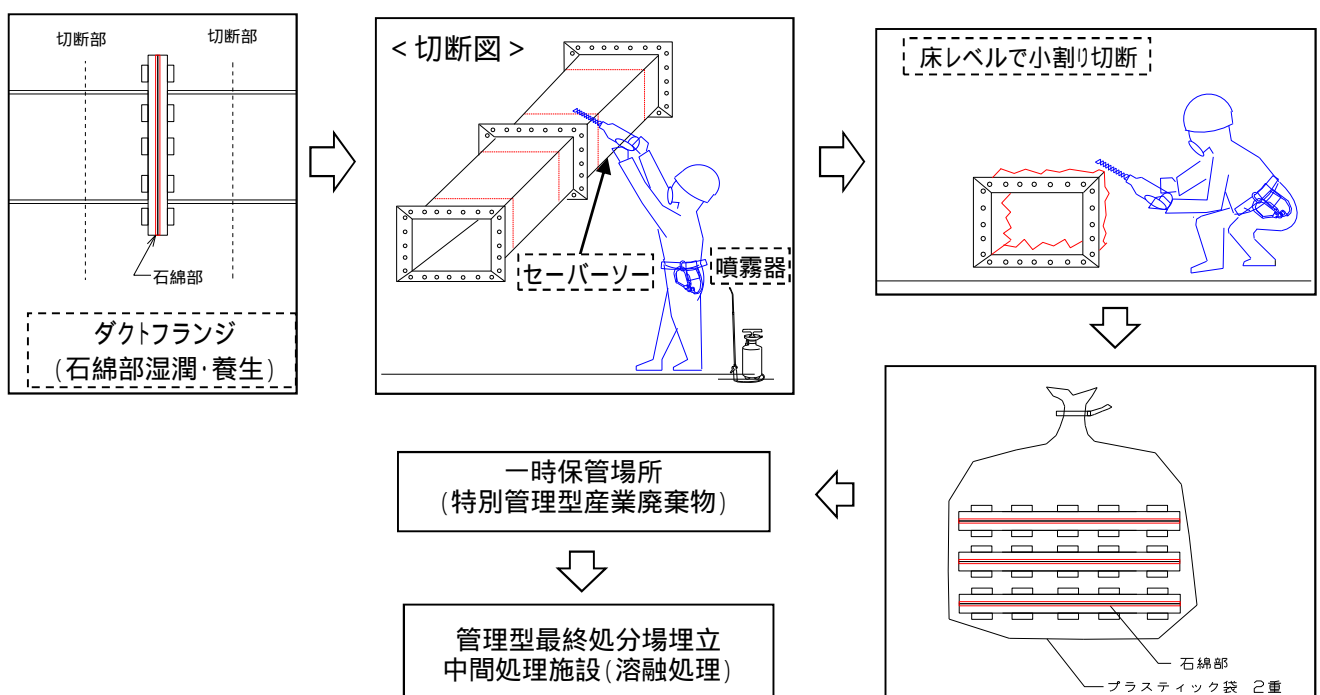
(4) 仕上げ清掃

撤去作業が終了した作業場内を、高性能真空掃除機によって清掃する。

(5) 片付け・機材搬出

作業場周辺を片付け、清掃の上、機器等を搬出する。

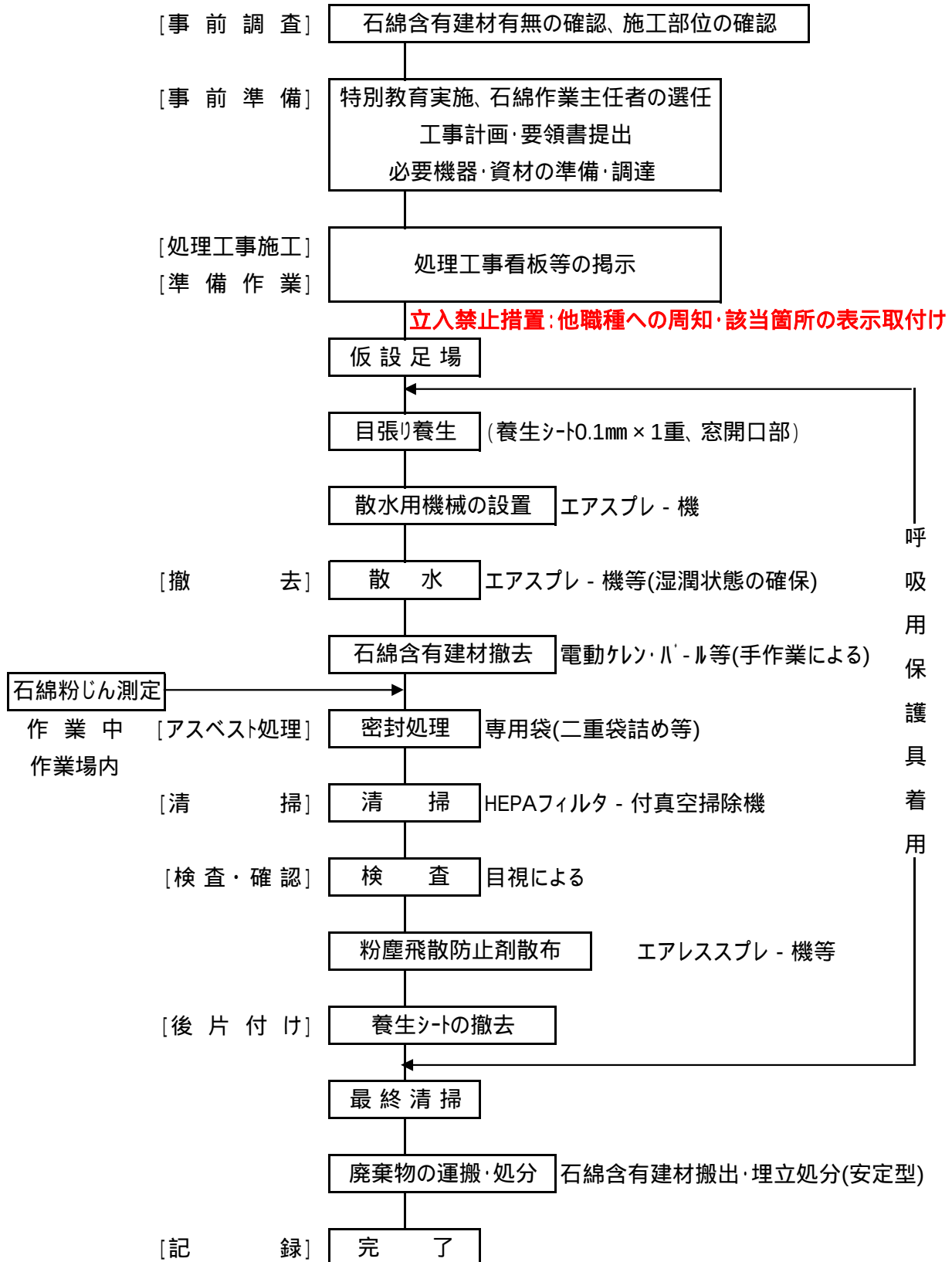
石綿含有ダクトパッキン撤去概要図



1.5 石綿含有建材の除去

除去処理工事の手順<レベル3:内部(天井・壁・床)解体・改修工事>

除去等の工事は他の作業に先行して優先的に実施する。



作業内容と留意事項

内部解体・改修工事での石綿含有建材の施工されている部位は天井・壁・床などに主に仕上げ材として使われている。また、耐水性能や耐火性能が要求される場所(湯沸し室、洗面所、バルコニー等)に使われている。そのままでは発じん性は低い、切断や破砕作業により発じんするため、原則として内装及び外部建具の解体にさきがけて、石綿含有建材から手作業で分別解体する。

< 作業内容 >

< 留意事項 >

事前調査・措置

施工部位の確認

解体改修施工者は作業員に分かる様に分別解体改修部分の石綿含有建材施工部位にマーキングをする

事前に除去対象の石綿含有建材の識別マークを付け、内装家具、設備機器を取り外す時に、破損させないように取扱いに注意する。

特別教育、特殊健康診断の実施

石綿作業主任者の選任

所轄官庁届け

作業場所の準備

作業所内に作業床(足場脚立、可動式足場、ローリングタワー等)を設置する

仮設機材等の搬入

関係者以外立入り禁止

作業区域の入り口に「関係者以外立入禁止」「石綿含有建材撤去中」等の看板、標示板を設置する。

休憩場所、更衣施設、洗身設備、保護具の管理

事前清掃

施工場所の養生(開口部等)

本設のガスや電気の停止を確認

設備器具、照明器具等の撤去

石綿粉じんを外部に飛散させないよう、窓や換気扇などの開口部をシートでふさぐ

作業場所の出入りに湿潤化した足拭きマットを設置する事が望ましい

火災、感電事故防止・電気、ガス停止の確認・取付け金具やビスを取り外す・保護具、保護めがね、作業衣の着用

本作業

作業手順の周知

作業場所の確認

養生が破損していないか状況の確認

解体改修石綿含有建材に十分に散水し湿潤化する

天井、壁、床

1)間仕切り壁、襖、障子の撤去

2)天井目地や廻り縁を取り外す。また、仕上げクロスを剥がす

止むをえずバールや切断工具(丸のこ等)で石綿含有建材を破壊撤去する場合は噴霧器又はエアレススプレーヤーで空中散布しながら解体する。呼吸用保護具、作業衣は上位レベルを使用する

3)天井材の取り付けビスをドライバーではなく、天井ボードを極力割らないように丁寧に撤去する

4)内部建具、外部建具、額縁、巾木撤去及クロス剥がし

下地を破損させないよう表面の巾木および仕上げクロスを皮スキ等で丁寧に剥がす

5)壁材料取付けビスや釘をドライバーや釘抜き等ではなく、石綿含有建材を極力割らないように丁寧に撤去する

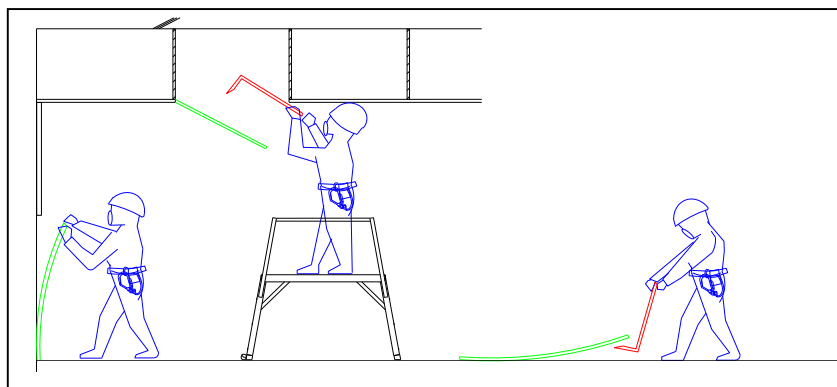
止むをえずバールや切断工具(丸のこ等)で石綿含有建材を破壊撤去する場合は、噴霧器又はエアレススプレーヤーで空中散布しながら解体する

ビニル床タイル等 石綿含有建材OAフロア

1)剥がしバール、ケレン棒、電動ケレン(ペッカー)等で剥がす

製品のまま撤去、集積する

止むをえずバールや切断工具(丸のこ等)で石綿含有建材を破壊撤去する場合は噴霧器またはエアレススプレーヤーで空中散布しながら解体する

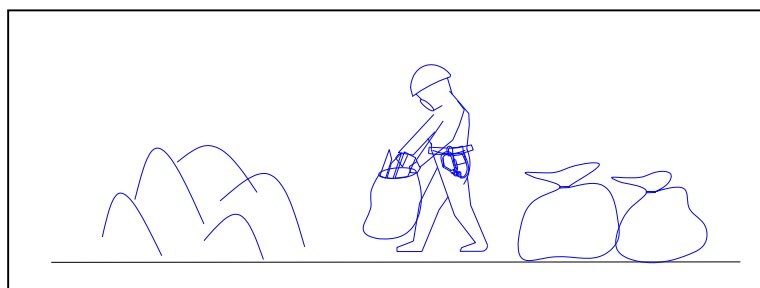


片付け清掃

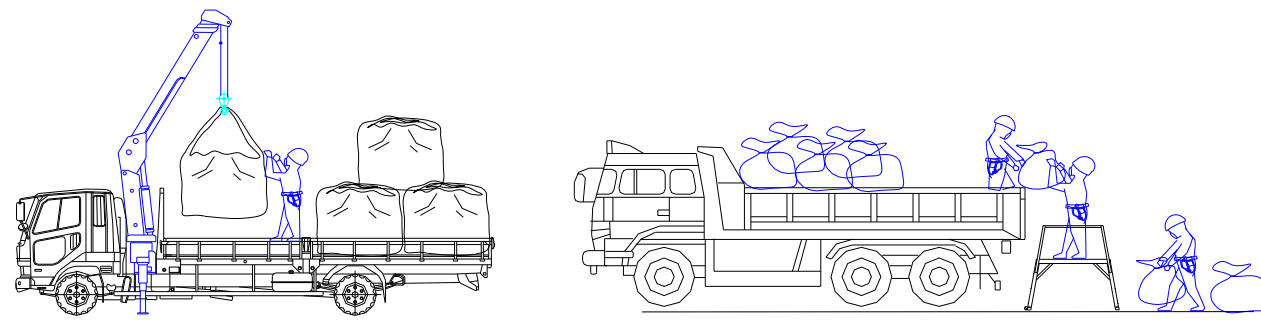
石綿含有廃棄物とその他の廃棄物を分別し袋につめる

一時保管場所まで集積(搬出階)

廃棄物の一時保管・管理



積み込み搬出



作業床(足場脚立、可動式足場、ローリングタワー等)の清掃、解体

作業衣、工具類を清掃し搬出

作業記録保存

作業記録

1ヶ月以内ごとに作業従事者の氏名、作業内容、異常の有無及びその措置を記録し40年間保存する。

廃棄物処理実績

関係官庁報告書

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は5年間保存

解体工事のお知らせ

石綿除去等

下記のとおり、この建築物の（解体・石綿除去等）工事を行います。

解体工事等の名称				
解体工事等を行う 建築物の概要	高さ	m	延べ面積	m ²
	構造	造	階数	(工事に係る面積 m ²) 地上 階/地下 階
発注者		住所		
(法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)		氏名		
工事期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
標識設置年月日		平成 年 月 日		

石綿等について

有無および調査日	有 無	平成 年 月 日 調査
使用されている石綿等		
調査方法		
石綿除去等工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
飛散防止対策		

上記解体工事等計画についてのお問合せは、下記へお願いいたします。

住 所	
氏 名	
連絡先	

この標識は、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」第8条第1項の規定により設置したものです。

(注1) 標識の大きさは、A3判以上としてください。

(注2) 解体工事で石綿除去等工事を伴わない場合は、「石綿除去等工事」を、二重線で消してください。
この場合は、「石綿除去等工事期間」「飛散防止対策」欄の記載は不要です。

また、石綿除去等工事のみ行う場合は、「解体工事」を、二重線で消してください。

(注3) 雨にぬれないもので覆い、解体完了まで、現場に掲示してください。

平成 年 月 日

（あて先） 港 区 長

住所
発注者
氏名
電話（ ）
（法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

印

解体工事等標識設置報告書

下記解体工事等に係る標識を平成 年 月 日に設置したので、港区建築物の解体工事等の
事前周知等に関する要綱第8条第4項の規定により下記のとおり報告します。

解体工事等の名称					
解体工事等の種別	☐ 解体工事 ☐ 石綿除去等工事				
所在地	港区 丁目 番 号		(地名地番)		
	港区 丁目 番 号		(住居表示)		
解体工事等を行う 建築物の概要	高さ	m	延べ面積	m ²	
	構造	造 階 数	地上 階/地下 階	(工事に係る面積 m ²)	
工事期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで				
要綱第7条第1項の 規定に基づく報告	平成 年 月 日 第 号 (石綿等 ☐ 有 ☐ 無)				
使用されている石綿等					
石綿除去等工事期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで				
飛散防止対策					
施工者	住所				
	氏名		電話		
連絡先	住所				
	氏名		電話		
備考	「解体工事等の種別」欄は、該当する工事に☒をいれてください。 (石綿除去等工事を伴う解体工事の場合は両方とも☒をいれてください。) - 石綿除去等工事を伴わない解体工事は、「使用されている石綿等」「石綿除去等工事期間」「飛散防止対策」欄の記入は不要です。				

案 内 図	標 識 設 置 位 置 図
-------	---------------

標 識 設 置 状 況

※遠景及び近景の写真をのりづけしてください。貼付欄が不足したときには、別に台紙（A 4 版）を使用してください。

(あて先) 港 区 長

住 所
発 注 者 氏 名 電話 () —
(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

解体工事等工事説明会等報告書

☐ 解体工事 ☐ 石綿除去等工事 に係る工事説明会等の内容について港区建築物の解体工事等の
事前周知等に関する要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

(該当する工事に☑をいれてください。石綿除去等工事を伴う解体工事の場合は両方とも☑をいれてください。)

工事の名称					
所在地	港 区	丁 目	番	号 (地名地番)	
	港 区	丁 目	番	号 (住居表示)	
工事期間	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
施工者	住 所				
	氏 名 電 話				
説明会等の状況	説 明 会 等 の 日 時 ・ 期 間	☐ 説明会 平成 年 月 日 会 場 ()			
		☐ 戸別訪問 平成 年 月 日～平成 年 月 日			
	説明範囲	別紙 のとおり			
	説明内容	別紙 のとおり			
	説明者	住所 氏名 電話 () —			
備考欄					
※標識設置	年 月 日	※標識番号	第 号	※地図番号	P. — —

【添付書類】

- *隣接関係住民の範囲を住宅地図等に記入したもの
- *説明会等の際に使用した説明資料

注：※印の欄は、記入不要です。